整理番号	4－3－5	相談レベル	3
分　類	在留資格＆手続き		
項　目	外国人登録証明書		
内　容	変更手続が必要な場合		

1　想定される質問の背景

○ 引っ越したり転職したりして、外国人登録の登録内容が変わった。

2　基本的な質問と回答

相談者　どのような場合に外国人登録の変更が必要ですか？

回答者　居住地、氏名、国籍、職業、在留資格、在留期間、勤務先などの外国人登録の登録内容に変更があったときは、14日以内に、市区町村で外国人登録の変更手続を行なう必要があります。国籍の属する国での住所や居所、旅券番号、旅券発行年月日、世帯主氏名、世帯主との続柄、家族事項に変更を生じたときは、その変更が生じた日以後に最初に何らかの申請をする時までにその居住地の市区町村で外国人登録の変更手続を行なえばよいとされています。なお、永住者および特別永住者は、職業および勤務先または事務所の名称、所在地に変更があっても、変更手続の必要はありません。

相談者　変更手続の際に必要な書類は何ですか？

回答者　居住地変更登録の申請を行うときの提出書類は変更登録申請書と外国人登録証明書で、居住地以外の変更登録の申請を行うときの提出書類はそのほかに変更を生じたことを証する文書が必要になります。また、氏名と国籍の変更の場合、新しく外国人登録証明書を作り直す必要がありますので、パスポート、写真（4.5cm×3.5cm）2枚、現在の外国人登録証明書が必要となります。

⇒　入国管理局　　13－3－7へ
⇒　在日大使館＆領事館　　13－3－6へ
⇒　市区町村役所・役場　　13－5－1へ

メモ欄